横浜市菅田地域ケアプラザ
通所介護・横浜市通所介護相当サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が運営する横浜市菅田地域ケアプラザ（以下、「事業所」という。）が実施する通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員及び看護職員等（以下、「従事者」という。）が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、当該事業所において適切な通所介護及び横浜市通所介護相当サービス（以下、「通所介護サービス」という。）を提供するものとする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスの提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的な通所介護サービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　横浜市菅田地域ケアプラザ

（２）所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町１７１８－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名　（常勤兼務１名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

（２）生活相談員　１名以上　（常勤兼務１名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護サービスの業務に従事す

るとともに、事業所に対する通所介護サービスの利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画及び横浜市通所介護相当サービス計画書（以下、「通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

（３）機能訓練指導員　１名以上　（常勤兼務又は非常勤兼務１名以上）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

（４）看護職員　１名以上　（常勤兼務又は非常勤兼務１名以上）
看護職員は、健康管理の業務に当たる。

（５）介護職員　６名以上　（常勤兼務及び非常勤兼務６名以上）
介護職員は、通所介護等の業務に当たる。

（６）調理員　１名以上　（常勤１名又は非常勤１名以上）
調理員は、利用者への昼食等の準備を行う。

（７）運転手　１名以上　（非常勤１名以上）
施設までの送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日まで（祝日は営業する）。
ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時１５分から午後４時４５分までとする。

（３）通所介護サービス提供時間　午前９時３０分から午後４時３５分までとする。

（事業の利用定員）

第６条　通所介護サービスの利用定員は、通所介護と横浜市通所介護相当サービスを合計して、一日４０名とする。

（事業の内容及び提供方法）

第７条　通所介護サービスの内容は、次の通りとする。

①　相談、援助等
②　日常生活上の世話及び支援
③　バイタルチェックなどの健康チェック
④　個別機能訓練
⑤　入浴サービス
⑥　食事サービス
⑦　レクリエーション
⑧　送迎サービス

２　通所介護サービスの提供方法は、次の通りとする。

（１）事業所は、通所介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者の通所介護サービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用

申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

（２） 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な通所介護サービスの内容等を記載した通所介護計画等を通所介護サービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。

（３） 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。

（４） 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。

（５） 事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって通所介護サービスの提供を行う。

（６） 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（７） 事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（８） 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護サービスの提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。

（９） 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

（利用料等）

第８条　通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

３　事業者は、１項及び２項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

（１） 食事の提供に要する費用　　７５０円（おやつ代含む・おやつのみ１００円）

（２） 選択プログラム、趣味の活動費及びオムツ代については、実費徴収する。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

５　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

6　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

7　キャンセルがあった場合については、次のとおり徴収をする。

但し利用者の体調不良の急変等、緊急やむを得ない事情のある場合は、キャンセル料は発生しない。

通所介護サービス利用日の前日まで 利用者負担金の５０％

通所介護サービス利用日の当日　 利用者負担金の１００％

支払いは、利用者負担の支払いに合わせて徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

神奈川区：菅田町・六角橋１～６丁目・神大寺１～４丁目・片倉町・片倉１丁目・三枚町・中丸・羽沢町

港北区　：鳥山町・小机町・岸根町

緑区　　：東本郷町・東本郷１～６丁目

（通所介護サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 通所介護サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

（１） 健康状態の確認により血圧・体温等、著しく高い場合や低い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。

（２） 飲酒等により他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、通所介護サービス提供時間中に関わらず途中で通所介護サービス提供を中止することができる。

（衛生管理等）

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2　事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3　利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策に万全を期すとともに、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年に２回定期的に避難、救出その他に必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第 14 条 通所介護サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した通所介護サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した通所介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第 15 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第 16 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 17 条 事業者は、通所介護サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録をする。

（虐待の防止）

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

2　虐待防止に関する相談窓口を設置し、担当者は苦情受付担当者とする。

3　職員に対して虐待防止のための研修等を定期的に実施する。

4　虐待防止・早期発見に加え虐待が発生場合は、その再発を防止するため「虐待防止検討委員会」を設置し、必要に応じて臨時開催する。

5　虐待が疑われる事案が発生した場合は、直ちに各関係者及び市町村への報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

（事業継続計画の策定等）

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 20 条 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後６ヶ月以内

（2）定期研修　年４回

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　事業所は、通所介護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から２年間保持するものとする。

5　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和２年１月１日から施行する。

この規定は令和３年１０月１日から施行する。

この規定は令和４年４月１日から施行する。

この規定は令和４年１２月１日から施行する。

この規定は令和６年４月１日から施行する。

この規定は令和６年７月１日から施行する。

この規定は令和７年４月１日から施行する。
この規定は令和７年９月１日から施行する。
この規定は令和８年１１月１日から施行する。